

議案第51号

石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表中「

選挙長・開票管理者及び同職務代理者	日 10,800円
選挙及び開票立会人	日 8,900円
投票管理者及び同職務代理者	日 12,800円
投票立会人	日 10,900円
期日前投票所の投票管理者	日 11,300円
期日前投票所の投票立会人	日 9,600円
選挙事務従事者	日 10,200円

」を「

選挙長・開票管理者及び同職務代理者	日 12,200円
選挙及び開票立会人	日 10,100円
投票管理者及び同職務代理者	日 14,500円
投票立会人	日 12,400円
期日前投票所の投票管理者	日 12,800円
期日前投票所の投票立会人	日 10,900円
選挙事務従事者	日 11,800円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月9日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年石垣市条例第70号)の新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表			別表		
職種別	報酬額	費用弁償	職種別	報酬額	費用弁償
選挙長・開票管理者及び同職務代理者	日 <u>10,800円</u>	同	選挙長・開票管理者及び同職務代理者	日 <u>12,200円</u>	同
選挙及び開票立会人	日 <u>8,900円</u>	市長が別に定める額	選挙及び開票立会人	日 <u>10,100円</u>	市長が別に定める額
投票管理者及び同職務代理者	日 <u>12,800円</u>	同	投票管理者及び同職務代理者	日 <u>14,500円</u>	同
投票立会人	日 <u>10,900円</u>	同	投票立会人	日 <u>12,400円</u>	同
期日前投票所の投票管理者	日 <u>11,300円</u>	同	期日前投票所の投票管理者	日 <u>12,800円</u>	同
期日前投票所の投票立会人	日 <u>9,600円</u>	同	期日前投票所の投票立会人	日 <u>10,900円</u>	同
選挙事務従事者	日 <u>10,200円</u>	同	選挙事務従事者	日 <u>11,800円</u>	同